

令和2年度浄化槽推進関係予算(案)の概要

令和元年6月12日の浄化槽法改正の成立を受け、令和2年度においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進区域指定を受けた浄化槽整備の促進及び浄化槽台帳整備の促進を図る。

1. 浄化槽整備等のための国庫助成

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村等が実施する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修に対して国庫助成を行う。

(1) 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） 10,613百万円
【うち臨時特例分※ 1,000百万円】
(※防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策費)
【うち、令和元年度補正 1,000百万円】

【単位：百万円】

予算事項	令和元年度 予算額	令和2年度 予算(案)	対前年度比
循環型社会形成推進交付金 【当初】	(9,979)※ 9,577	(10,196) 9,613	(102.2%) 100.4%
循環型社会形成推進交付金 【補正】	1,000 ※30年度補正	1,000 ※R元年度補正	100.0%
計【補正＋当初】	(10,979) 10,577	(11,196) 10,613	(102.0%) 100.3%

※上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含む額

(国庫助成の内容)

改○ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)【個人設置型、市町村設置型】
令和元年の浄化槽法改正を踏まえ、市町村長が自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認め、「浄化槽処理促進区域」に指定された地域内での整備であることを、新たに設置要件に含めることとする。
(助成率 1/2)

改○ 共同浄化槽設置要件の見直し【市町村設置型】
浄化槽整備区域において、市町村設置型事業で事業を進めるものを対象に、浄化槽を全戸に個別に設置するよりも集合浄化槽を設置する方が単独転換を含めた汚水処理

を効率的かつ集中的に進めることができる場合に、その共同浄化槽設置について令和元年度予算より助成の対象とし、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領により、浄化槽の規模ごとに交付金上限額を定めて運用している。

令和2年度においては、この交付金上限額について、商業地域等により実居住人口から算定される計画汚水量よりも実際に排出される汚水量が多くなることが見込まれる場合において、共同浄化槽の人槽規模の特例を設定する。

(助成率 1/3、1/2)

改○ 浄化槽市町村整備推進事業の補助対象拡充【市町村設置型】

【令和元年度補正予算～】

市町村が行う市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽の災害に伴う改築事業を補助メニューに追加する。

(助成率 1/3)

改○ 個人設置型事業による公共浄化槽として管理される浄化槽整備への助成【個人設置型】

令和元年には浄化槽法の改正により、「公共浄化槽」の定義が新たに設定され、その中に、個人や管理組合等が整備をした浄化槽を市町村が管理するものも含められている。

個人設置型事業により公共浄化槽として管理される浄化槽整備については、市町村設置型事業に準じて行うことができるものとして、管理組合等が行う共同浄化槽(100人以内)の整備(流入管を含む)を対象として助成する。

(助成率 1/3、1/2)

新○ 浄化槽整備効率化事業への助成

浄化槽の整備を推進していく上で、令和元年度より市町村整備事業を重点的に支援対象としたところであり、公共浄化槽整備推進事業の適正化のため、浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査、PFI等の民間活用や大型浄化槽による共同化などによるコスト縮減や経営改善の検討に資する測量・設計、各種調査等など、効率的な施設整備に必要となる費用を助成する。

(助成率 1/3)

新○ 浄化槽台帳の改修等への助成 【令和元年度補正予算～】

地方公共団体(都道府県及び市町村)が行う、浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用(悉皆調査、電子化)及び既に浄化槽台帳を整備している自治体(都道府県及び市町村)が行う、既存の台帳システムを環境省が省令等で求める内容に沿って改修する事業に要する費用に対して循環型社会形成推進交付金を交付する。

(助成率 1/3)

(2) 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金(浄化槽分) 1,800百万円

○ 省エネ型浄化槽システム導入推進事業

51人槽以上の既設合併処理浄化槽に係る、省CO2型の高度化設備(高効率ブロワ、インバーター制御等)の導入・改修を行う。

また、建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽(ブロワを使用するものに限る)のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上

の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換について地方公共団体や民間団体に補助する。

(補助率 1/2、間接補助)

(3) その他

○ 地方創生推進交付金（内閣府に計上） 1, 0 0 0 億円の内数

地方版総合戦略の本格的な推進に向けた地方創生の深化のための交付金。

本交付金のうち、「地方創生污水处理施設整備推進交付金」は、(旧)地域再生基盤強化交付金(環境省、農林水産省、国土交通省所管の污水处理施設等を総合的に整備する污水处理施設整備交付金等)から再編され、平成 28 年度に創設されたもの。

2. 浄化槽の整備推進にかかる行政経費（一部掲載）

新○ 浄化槽リノベーション推進事業費 8 0 百万円

【令和 2 年度 1 0 百万円、令和元年度補正 7 0 百万円】

浄化槽の設置状況や維持管理情報を統合した浄化槽台帳の普及を図るとともに、浄化槽台帳とハザードマップ等を活用して地域単位での災害推計や被災リスクを明らかにして、当該地域の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成する。

また、全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法を検討するとともに、統合されたビッグデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行う。

(令和元年度補正予算において、浄化槽台帳システムのプロトタイプ作成、試験運用等を行う。作成された浄化槽台帳システムについては、環境省ホームページにて公開し、地方公共団体に無償で配布予定。)

○ 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 3 7 0 百万円の内数

「2030 年までに、未処理の排水の割合半減」、「2030 年までに、排水処理技術など、開発途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援を拡大」等の持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するため、浄化槽等の日本発の優れたし尿処理技術の国際展開を図る。

3. その他

＜東日本大震災復興交付金として復興庁計上＞

○ 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

東日本大震災により被害のあった地域における、低炭素社会対応型浄化槽(市町村設置型・個人設置型)及び通常型浄化槽(個人設置型)の迅速な整備について財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る(令和 2 年度まで継続)

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））

【令和2年度予算（案） 9,613百万円（9,577百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 1,000百万円】



単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- ① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、昨年度実施した緊急点検の結果として老朽化し破損している浄化槽が多数残存。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたことから、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。
- ② また、浄化槽法が改正され、行政による浄化槽情報や指定検査機関、民間業者（保守点検、清掃）の有する情報を統合・整理した浄化槽台帳の整備が義務づけられたため、設置、保守点検、清掃、法定検査の受検状況を一元的に管理できる浄化槽台帳システムを整備する必要がある。
- ③ 更に、令和元年台風15号及び19号等の災害を踏まえ、早期に復旧できる災害に強い合併処理浄化槽の整備を進め、防災機能の向上、国土強靱化に資する。

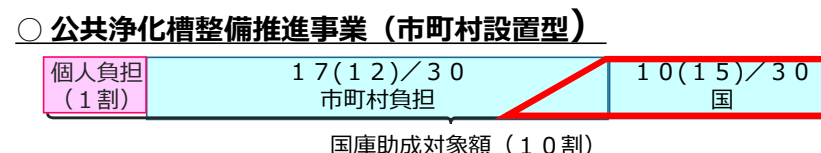
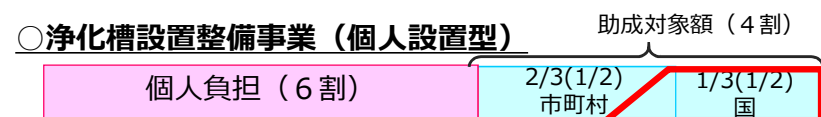
2. 事業内容

- 浄化槽設置整備事業（個人設置型）（交付率1/3）
 - 改 環境配慮事業の要件見直し（「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加）（交付率1/2）
 - 改 改正浄化槽法に基づく「公共浄化槽」として市町村が管理する個人設置型事業による浄化槽整備を事業対象に拡大（管理組合等が行う共同浄化槽（100人以内）の整備（流入管を含む））（交付率1/3、1/2）
- 公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型）（交付率1/3）
 - 改 環境配慮事業の要件見直し（「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加）（交付率1/2）
 - 改 商業地域等で通常よりも多量の污水排出が見込まれる地域における共同浄化槽の人槽規模の特例の設定（交付率1/3、1/2）
 - 改 市町村が行う市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽の災害に伴う改築事業を補助メニューに追加（交付率1/3）【令和元年度補正予算～】
- 新 浄化槽整備効率化事業（交付率1/3）
 - 浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。
- 新 地方公共団体（都道府県及び市町村）が行う、浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な、設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用（悉皆調査、電子化）及び既に浄化槽台帳を整備している自治体（都道府県及び市町村）が行う、既存の台帳システムを環境省が省令等で求める内容に沿って改修する事業に要する費用への補助。（交付率1/3）【令和元年度補正予算～】

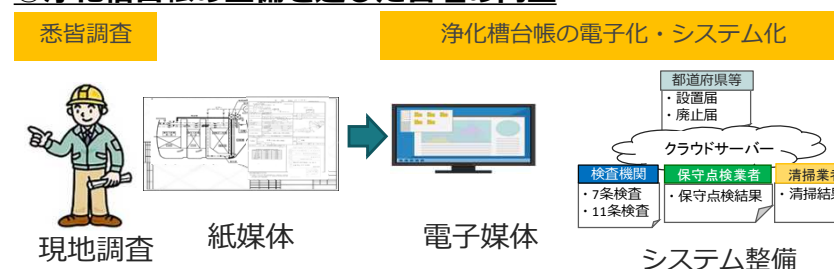
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3（一部1/2））
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ



○ 浄化槽台帳の整備を通じた管理の向上



（参考）風水害にも対応力のある浄化槽

- ・ 浸水し水没した浄化槽は、土砂を引き抜き機材交換することで、早期復旧が可能。長期停電の場合も、最低限の処理（沈殿と消毒）は行われ衛生的な処理が可能であった。
- ・ 今回の風水害においても避難所の浄化槽は稼働することで、トイレの利用が可能であった。

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

浄化槽の改修又は更新による低炭素化を支援します。

1. 事業目的

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

2. 事業内容

- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ② 改正 建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成29年度～令和3年度

4. 補助内容

- 省エネ型浄化槽システム導入支援
 - ・ 浄化槽設備では浄化槽本体の入替え



- ・ 大型浄化槽の機械設備の例



（高効率ブロワ）



（スクリーン）



（インバータ制御装置）

【令和2年度予算（案） 10百万円】
【令和元年度補正予算（案） 70百万円】

浄化槽リノベーションを推進することにより、浄化槽の防災機能の向上、国土強靱化を図ります。

1. 事業目的

- 浄化槽の災害推計や被災リスクを整理し、災害時の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成し、頻発する災害に対応した浄化槽の防災機能の向上による国土強靱化を図る
- 全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法の検討や、浄化槽台帳のビッグデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行うことにより防災機能の向上を図る

2. 事業内容

令和元年台風15号および19号による水害や長期間に渡る停電の発生を受け、浄化槽への浸水・土砂の流入による内部破損、放流停止による使用不可、汚水処理能力低下等の報告があったところ。

浄化槽の設置状況や維持管理情報を統合した浄化槽台帳の普及を図るとともに、浄化槽台帳とハザードマップ等を活用して地域単位での災害推計や被災リスクを明らかにして、当該地域の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成する。

また、全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法を検討するとともに、統合されたビッグデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行う。

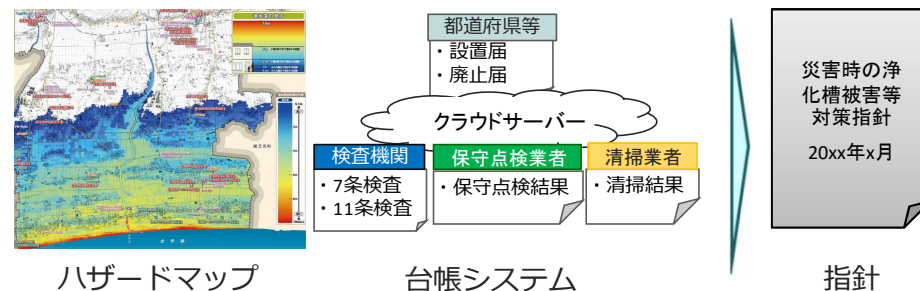
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負者 民間業者・団体
- 実施期間 令和元年度～4年度（予定）

4. 事業イメージ

○事業イメージ

災害時の早期復旧に資する仕組みや復旧業者の体制作りを行うための指針



ビッグデータの活用検討

